

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)					担当局	担当
平成30年 11月9日	平成30年 11月26日	別紙のとおり	不存在					号	健康局	健康推進部健康づくり課
平成30年 11月14日	平成30年 11月28日	平成30年10月1日から11月13日までの期間に大阪市保健所東部生活衛生監視事務所で届出があった、大阪市中央区〇〇に係る環境衛生関係「市民の声」、その別紙及び現認書	部分公開	1	2			号	健康局	保健所東部生活衛生監視事務所
平成30年 11月14日	平成30年 11月28日	施設名称：（仮称）i Osaka House（住之江区北加賀屋2-5-31 2F）に関する 1 旅館業施設の建築計画届出に係る通知書の交付について 2 学校等周辺の旅館業施設の設置に伴う施設環境について（通知）	公開					号	健康局	保健所環境衛生監視課 健康推進部生活衛生課
平成30年 11月20日	平成30年 12月3日	人口動態調査死亡票及び人口動態調査死亡小票（平成25～29年分）	非公開	7				号	健康局	保健所保健医療対策課
平成30年 11月20日	平成30年 11月29日	別紙「公開対象法人一覧」に記載の医療法人に係る事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び監事監査報告書。（ただし、「決算届（会計期間の開始月が属する年）」欄に「○」印を記した年度のものに限り。）	部分公開	1					健康局	保健所保健医療対策課

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)					担当局	担当
平成30年 11月22日	平成30年 12月3日	医療法人あさひ耳鼻咽喉科に係る平成29年度分の事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び監事監査報告書	部分公開	1				号	健康局	保健所保健医療対策課
平成30年 11月22日	平成31年 1月7日	1 市民の声「入院時の病院食のパンが消費期限切れだった。」（平成30年10月29日受付） 2 注意指導票（写）（平成30年10月31日付け） 3 顛末書（平成30年11月13日受付） 4 相談窓口（苦情・提言）受付処理票（平成30年10月29日受付）	部分公開	1	2	5		号	健康局	保健所南西部生活衛生監視事務所 保健所保健医療対策課
平成30年 11月23日	平成30年 12月7日	平成30年11月7日付で行った公開請求について、いくつかの部署から「調査から分かった内容」の記載に際しては、母集団に適用可能かどうかの判断はおこなっていないことから、「このような判断が可能である根拠が示された文書」及び「正しく判断できているのかどうか」が示されている文書」については作成または取得しておらず、実際に存在しないためとの理由で不存在による非公開の決定通知書が届きました。残りの部署も同様なのですが、この理由は全くの的外れです。 元の請求内容に「調査結果の解釈や事業実施の可否判断は各部署で行っているのですよね。調査結果をどのように解釈し、どのように判断に結び付けているのかを確認したい」と記載したはずです。 調査結果をもとに、何らかの根拠をもって「調査から分かった内容」に記載された内容が調査から分かったと判断し、何らかの根拠をもってこの記載内容が正しいものであると判断し、「調査結果を踏まえて改善・検討した事柄」の行動を起こしたのですよね。 ※続く	不存在					号	健康局	健康推進部健康づくり課

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)					担当局	担当
平成30年 11月23日	平成30年 12月7日	また、同様に何らかの根拠をもって調査結果が正しいと判断し事業実施の可否判断や運営方針の設定を行っているのですよね。 これらの根拠・判断は、「母集団に適用可能かどうかの判断を行っていない」こととは無関係になされたはずです。現にその結果が http://www.city.osaka.lg.jp/shiseikaikakushitsu/page/0000334969.html のページに掲載されているではありませんか。 これらの根拠・判断が記載された文書を公開してください。 例えば、28年度分の大阪港の公害防止対策事業の例ですと、「大阪港の公害防止対策事業について、「言葉も内容も知らなかった」と回答した割合が72.0パーセントと最も高く、「言葉も内容も知っていた」と回答した割合は2.5パーセントに留まっており、認知度は低いですが、必要性については、肯定的な回答の割合は90.1パーセントと高いものであった。」との記載がありますが、この72.0%などの数値がどのように市政モニターの結果から導かれたのかが示された文書です。 そして、この記載では72.0%は母比率の推計値として取り扱われていますが、なぜ母比率の推計値となりうるのか及び、この数値が正しい（信頼できる）と判断した根拠が示された文書です。（ただし、既にwebで公開されているものは除く） （健康局に係るものについて）	不存在					号	健康局	健康推進部健康づくり課
平成30年 11月30日	平成30年 12月7日	別紙「公開法人一覧」に記載の医療法人に係る事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び監事監査報告書。（ただし、「決算届（始期が属する年）」欄に「○」印を記した年のものに限る。）	部分公開	1				号	健康局	保健所保健医療対策課